

○環境省告示第四号

排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）第六条の二及び第九条の四の規定に基づき、昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）等の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年二月五日

環境大臣 伊藤信太郎

（昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号の一部改正）

第一条 昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
| | |

排水基準を定める省令第二条の環境大臣が定める方法は、有害物質の種類又は項目ごとに次の各号に掲げるとおりとする。

五 六価クロム化合物 日本産業規格K〇一〇二一三の二十四・三

・一に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、日本産業規格K〇一〇二一三の二十四・三・三・四のb)及び日本産業規格K〇一〇二一三の二十四・二に定める方法）又は日本産業規格K〇一〇二一三の二十四・三・二に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、日本産業規格K〇一七〇一七の七のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）

排水基準を定める省令第二条の環境大臣が定める方法は、有害物質の種類又は項目ごとに次の各号に掲げるとおりとする。

五 六価クロム化合物 規格六十五・二・一に定める方法（着色し

ている試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格六十五の備考十一のb)の1)から3)まで及び規格六十五・一に定める方法）又は規格六十五・二・六に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、日本産業規格K〇一七〇一七の七のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）

（平成元年八月環境庁告示第三十九号の一部改正）

第二条 平成元年八月環境庁告示第三十九号（水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づき環

境大臣が定める検定方法）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
| | |

別表

| 有害物質の種類 (略) | 検定方法 (略) | 備考 (略) |
|----------------|--|-------------------------------|
| 六価クロム化合物 | <p>日本産業規格 K010213 の二十四・三・一に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含む試料で検定が困難なものであるは、<u>日本産業規格 K010213 の二十四・三・三・四の b）</u> 及び日本産業規格 K010213 の二十四・二（日本産業規格 K010213 の二十四・二・二は除く）に定める方法）又は<u>日本産業規格 K010213 の十四・三・二に定める方法</u>（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあっては、<u>日本産業規格 K010701七の七の a）</u> 又は b）に定める操作を行うものとする。）</p> | <p>一リットルにつき六価クロム〇・〇一ミリグラム</p> |

別表

| 有害物質の種類 (略) | 検定方法 (略) | 備考 (略) |
|----------------|--|-------------------------------|
| 六価クロム化合物 | <p>規格六十五・二・一に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含む試料で検定が困難なものであるは、<u>規格六十五の備考十一の b）</u> の 1）から 3）まで及び<u>規格六十五・一に定める方法</u>）又は<u>規格六十五・二・六に定める方法</u>（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあっては、<u>日本産業規格 K010701七の a）</u> 又は b）に定める操作を行うものとする。）</p> | <p>一リットルにつき六価クロム〇・〇四ミリグラム</p> |

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

(平成八年九月環境庁告示第五十五号の一部改正)

第三条 平成八年九月環境庁告示第五十五号（水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づき、環

境大臣が定める測定方法）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|----------------|--|----------------|---|
| 別表 | | 別表 | |
| 有害物質の種類 (略) | 測定方法 (略) | 有害物質の種類 (略) | 測定方法 (略) |
| 六価クロム化合物 | 規格K〇〇一〇二一三の二十四・三（規格K〇一〇二一三の二十四・三・三及び二十四・三・七を除く。）に定める方法（ただし、規格K〇一〇二一三の二十四・三・二に定める方法において塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、 | 六価クロム化合物 | 規格K〇一〇二の六十五・二（規格K〇一〇二の六十五・二・七を除く。）に定める方法（ただし、規格K〇一〇二の六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K〇一七〇一七の七のa）又は |

| | | | |
|-----|---|-----|-----------------------|
| | 規格 K〇〇七〇七の七の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。) | | b) に定める操作を行うものとする。) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |